



遠賀信用金庫グループについて

フラワー

遠賀信用金庫グループの主要な事業の内容

当金庫、子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に、事務処理代行業務などの金融サービスを提供しております。

遠賀信用金庫グループの事業系統図



子会社等の状況

名称	おんしんビジネスサービス株式会社
所在地(福岡県)	遠賀郡岡垣町東山田2丁目3番3号
資本金又は出資金	1,000万円
事業の内容	遠賀信用金庫の委託業務
設立年月日	平成7年9月14日
金庫による株式保有割合	100%

連結自己資本比率

当金庫では、子会社は当信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。
 なお、子会社のおんしんビジネスサービス株式会社との連結自己資本比率は下記のとおりであります。

(単位:百万円)

項目	2015年度	経過措置による		2016年度	経過措置による	
		不算入額	不算入額		不算入額	不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)						
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	17,877			18,847		
うち、出資金及び資本剰余金の額	200			203		
うち、利益剰余金の額	17,693			18,660		
うち、外部流出予定額(△)	15			16		
うち、上記以外に該当するものの額	-			-		
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価換算差額等	-			-		
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	-			-		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	483			420		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	483			420		
うち、適格引当金コア資本算入額	-			-		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-			-		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-			-		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-			-		
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-			-		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	18,361			19,268		
コア資本に係る調整項目 (2)						
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	15	23		19	12	
うち、のれんに係るものの額	-	-		-	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	15	23		19	12	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-		-	-	
適格引当金不足額	-	-		-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-		-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-		-	-	
退職給付に係る資産の額	108	-		121	-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-		-	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-		-	-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-		-	-	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-		-	-	
特定項目に係る10%基準超過額	-	-		-	-	
特定項目に係る15%基準超過額	-	-		-	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	124			140		
自己資本						
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	18,236			19,128		
リスク・アセット等 (3)						
信用リスク・アセットの額の合計額	115,829			128,461		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	23			12		
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	23			12		
うち、繰延税金資産	-			-		
うち、前払年金費用	-			-		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-			-		
うち、上記以外に該当するものの額	-			-		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,665			6,532		
信用リスク・アセット調整額	-			-		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-			-		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	122,494			134,993		
連結自己資本比率						
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.88%			14.16%		

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準を採用しています。